

参考 特定個人情報保護評価とは？

Q 1 特定個人情報保護評価とは？

A 1 番号法によって導入される社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、社会保障制度、税制、災害対策その他の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。

マイナンバー制度の導入に伴い、地方自治体ではマイナンバーを含む特定個人情報ファイルを保有することになるが、一方で個人のプライバシー等の権利利益の保護が求められている。

特定個人情報保護評価は、マイナンバー制度上の保護措置の一つである。

特定個人情報保護評価は、マイナンバー制度の運用開始に先立ち、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより、特定個人情報の漏えい等の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものである。

Q 2 特定個人情報保護評価の目的とは？

A 2 (1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止

個人のプライバシー等の権利利益の保護のためには、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他に事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講じることが必要である。

(2) 国民・住民の信頼の確保

特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的、方法、安全管理措置等について国民・住民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。

Q 3 特定個人情報保護評価の内容とは？

A 3 特定個人情報ファイルを取り扱う実施機関が、自己評価する。

実施機関における関係課等は、特定個人情報ファイルを保有する場合に、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認し、【基礎項目評価書】【重点項目評価書】【全項目評価書】において自ら宣言することとなっている。

Q 4 特定個人情報保護評価の対象事務とは？

A 4 税、福祉及び防災に関する事務のうち、以下に掲げるもの

- ① 番号法に定める事務（別表第1）
- ② 番号法以外の国の法令に定める事務
- ③ 地方公共団体の条例に定める事務

Q 5 特定個人情報保護評価を実施しないと問題が生じるのか？

A 5 個人番号（マイナンバー）を利用することができなくなる。

Q 6 特定個人情報保護評価は、今回のみ実施するのか？

A 6 少なくとも 1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討することとなっている。

変更が生じた場合は、変更箇所を修正して委員会に提出した上で公表する。